

報告第6号

福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入に係る答申の報告について

福津市立学校通学区域審議会の答申を別添のとおり報告する。

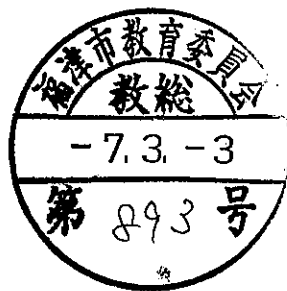
令和7年3月5日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

令和7年2月3日付6福教総第747号にて福津市立学校通学区域審議会に諮問した「福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について」について、令和7年3月3日に同審議会から答申を受けたので報告する。

福津市教育委員会 様



令和7年3月3日

福津市立学校通学区域審議会

会長 鬼木 務

福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について（答申）

令和7年2月3日付6福教総第747号で諮問のあった福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について

福間中学校の過大規模緩和策として、光陽台1区、光陽台2区、光陽台3区及び光陽台南区に、福間中学校又は福間東中学校への通学を保護者が選択できる校区選択制を導入することについて、福間中学校の過大規模の抜本的な緩和とはならないが、今後の過大規模緩和への取り組みの第一歩として、校区選択制を導入することは妥当であると認める。

2. 付言

（1）校区選択制の導入にあたっての配慮

- （ア）選択肢である学校の情報提供について、福間中学校及び福間東中学校の施設の状況や学校行事等の取り組み、部活動の状況、通学路とその安全性などの情報を、学校と連携の上、児童と保護者に積極的に説明、提示することで、選択しやすい環境を整えること。
- （イ）通学先の選択の手続きについて、児童と保護者が十分に検討することができる期間を設けること。なお、その選択決定から福間東中学校が生徒を受け入れるための十分な準備期間がとれる日程で進めること。
- （ウ）通学路の設定については、可能な限り通学距離が短くなるように考慮し、現地の状況に応じて、適宜、交通安全施設や街路灯などについて関連機関と協議・検討し、生徒が安全で通学しやすい環境を整えること。
- （エ）児童と保護者が通学先を選択するときに、不安を取り除けるように、両校区の児童や保護者達が事前に交流できる場を設けること。

(2) 制度の見直しについて

今回の校区選択制の導入は、過大規模緩和への取り組みの第一歩とし、福間中学校及び福間東中学校の生徒数の推移、学校の状況を注視しつつ、次の一歩として、校区選択制地区拡大や校区変更を計画するなど、過大規模校緩和を前に進めるために積極的に取り組んでいただきたい。なお、さらなる取り組みを進めるにあたっては、児童・生徒と保護者の意見を聞き、学校と協議を行いながら進めていただきたい。

(3) 校区外通学制度の利用促進について

過大規模校から過大規模でない学校への校区外通学制度については、利用が促進される様、状況を適切に把握しながら取り組みを進めていただきたい。

以上

6 福教総第 7 4 7 号
令和 7 年 2 月 3 日

福津市立学校通学区域審議会会長 様

福津市教育委員会

福津市立学校の一部の通学区域への校区選択制導入について（諮問）

福間中学校の過大規模緩和策として、光陽台 1 区、光陽台 2 区、光陽台 3 区及び光陽台南区に、福間中学校又は福間東中学校への通学を保護者が選択できる校区選択制を導入することについて、諮問します。

議案第 6 号

新設小学校開校準備委員会設置要綱の制定について

新設小学校開校準備委員会設置要綱を別案のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 5 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

令和 9 年 4 月の開校に向けて、宮司地区に建設準備中の新設小学校の校名や校歌、校章を選定するなど開校準備が必要であり、それを円滑に推進するために開校準備委員会を設置する。

これが、この議案を提出する理由である。

新設小学校開校準備委員会設置要綱（案）
（令和 7 年 3 月 日福津市教育委員会告示第 号）

（設置）

第 1 条 新設小学校（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、新設小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議する。

- （１） 校名に関すること。
- （２） 校章に関すること。
- （３） 校歌に関すること。
- （４） 通学路に関すること。
- （５） その他学校開校準備に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者から教育長が委嘱する 15 人以内の委員で組織する。

- （１） 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者
- （２） 新設校に関わる自治会代表者
- （３） 新設校に関わる学校の教職員
- （４） その他教育委員会が必要と認めた者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、新設校開校までの期間とする。ただし、当該委員が特定の地位又はその当該職等に該当しなくなったときは、必要に応じて当該職に当たるものを委員とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長が選任する。

3 委員長は、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、福津市教育委員会会議傍聴人規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 3 号）を準用する。

（事務局）

第 7 条 委員会の事務局は、教育部教育総務課に置く。

（雑則）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項が生じた場合

は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第1条に規定する新設小学校の開校日前日に限り、その効力を失う。

報告第4号

令和7年第3回福津市議会定例会への上程議案のうち教育予算（令和6年度福津市一般会計補正予算第9号）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和7年第3回福津市議会定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年2月25日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年3月5日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和7年第3回福津市議会定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和7年 2月25日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田 中 一 郎

臨時代理の内容

令和7年第3回福津市議会定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年第3回福津市議会定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

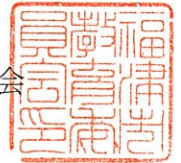
これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総第 8 5 7 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 7 年 2 月 2 5 日付 6 福総第 1 1 5 6 号文書で照会のありました、令和 7
年第 3 回福津市議会定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、
異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 9 号）について



6 福総第 1 1 5 6 号
令和 7 年 2 月 2 5 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田中 一郎 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 7 年第 3 回福津市議会定例会に提出を予定している下記議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求め
ます。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 9 号）について

報告第5号

令和7年第3回福津市議会定例会への上程議案のうち教育予算（令和7年度福津市一般会計予算）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和7年福津市議会3月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年2月25日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年3月5日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和7年第3回福津市議会定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和7年 2月25日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田 中 一 郎

臨時代理の内容

令和7年第3回福津市議会定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年第3回福津市議会定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

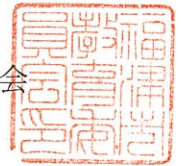
これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総第 8 5 8 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 7 年 2 月 2 5 日付 6 福総第 1 1 5 7 号文書で照会のありました、令和 7
年第 3 回福津市議会定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、
異議がない旨を回答いたします。

記

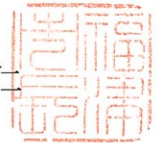
- ・ 令和 7 年度福津市一般会計予算について



6 福総第 1 1 5 7 号
令和 7 年 2 月 2 5 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田中 一郎 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 7 年第 3 回福津市議会定例会に提出を予定している下記議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求め
ます。

記

- ・ 令和 7 年度福津市一般会計予算について